

議員案第59号

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

地方自治法第112条及び小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月24日提出

小金井市議会議員

吹春 やすたか

岸 田 正 義

坂 井 えつ子

齋 藤 康 夫

水 上 洋 志

(提案理由)

議会運営委員会の委員の定数を増員する必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例

小金井市議会運営委員会条例（平成3年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6人」を「8人」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議員案第59号資料

小金井市議会運営委員会条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正条例	現行条例	備考
<p>(定数)</p> <p>第2条 委員会の定数は、<u>8</u>人とする。</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 委員会の定数は、<u>6</u>人とする。</p>	<p>定数の増員</p>

議員案第60号

平成29年市議会議員選挙立候補者による市内福祉施設の個人情報盗用  
事案について真相糾明を求める決議

上記の決議を次のとおり提出する。

令和元年12月24日提出

小金井市議会議員

鈴木 成 夫

白 井 亨

坂 井 えつ子

湯 沢 綾 子

斎 藤 康 夫

田 頭 祐 子

片 山 薫

宮 下 誠

渡 辺 大 三

水 上 洋 志

平成29年市議会議員選挙立候補者による市内福祉施設の個人情報盗用  
事案について真相糾明を求める決議

本年11月28日、平成29年小金井市議会議員選挙に西岡市長の推薦で立候補した新人候補（以下、「当該市議候補」という。）が、元の勤務先であった市内の福祉施設の利用者に関する個人情報を盗用して、選挙に際しての政治活動に利用していた事実を西岡市長は知るに至った。

翌11月29日、西岡市長はその旨を議会に報告すると同時に、当該市議候補が警察に行っている旨を明らかにした。警察事案になるとのことから、議会は推移を見守ることとした。

12月20日、小金井市は、小金井警察署に相談した。

12月24日、西岡市長は、市議会に対し、盗用された個人情報には、小金井市が当該福祉施設に委託して実施している事業の利用者に係る個人情報も含まれることを報告した。当該市議候補は、当該福祉施設の副施設長として、委託事業にも従事していた。

当該市議候補の行為は、小金井市個人情報保護条例第35条第1項及び第2項に抵触すると思量される。また、当該福祉施設に関しても、雇用主としての責任を問われ、同条第4項に抵触するものと思量される。

同日、市議会議員18名は、連名で、西岡市長に対し、本件個人情報盗用事案に関する本会議での市長報告を要求した。しかし、西岡市長はこれを拒絶した。西岡市長は事実関係が明確でないことを拒否の理由に挙げるが、市としての調査がほとんど行われていない事実も明らかになった。

よって、小金井市議会は、西岡市長に対し、以下の事項を強く求めるものである。

- 1 市民に対し、報道機関などへの発表を通じて、一刻も早く、本件個人情報盗用事案について知らせること。
- 2 本件個人情報盗用事案について、市に第三者委員会を設置するなど、徹底的な真相糾明と再発防止を行うこと。
- 3 本件個人情報盗用事案について、市議会が行う調査等に全面的に協力すること。
- 4 公訴時効があることを念頭に迅速かつ適切に対応すること。

以上、決議する。

令和元年 月 日

小金井市議会

議員案第61号

小金井市選挙管理委員会による不正な公職選挙法解釈事件に係る監査請求について

小金井市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和元年12月24日提出

小金井市議会議員

片山 薫

渡辺 大三

水上 洋志

( 提案理由 )

令和元年12月8日に、小金井市長の委任を受けて小金井市選挙管理委員会が執行した小金井市長選において、小金井市選挙管理委員会が公職選挙法を不正に解釈し、もって特定市長候補の選挙の自由を侵害した事件が発生した。本事件について、市議会として監査の請求をする必要があるため、本案を提出するものであります。

## 小金井市選挙管理委員会による不正な公職選挙法解釈事件に係る監査請求について

本市議会は、地方自治法第98条第2項の規定により、監査委員に対し、下記のとおり監査を求めるものとする。

### 記

#### 1 監査を求める事項

令和元年12月8日に、小金井市長の委任を受けて小金井市選挙管理委員会が執行した小金井市長選において、小金井市選挙管理委員会が公職選挙法を不正に解釈し、もって特定市長候補の選挙の自由を侵害した事件が発生した。

本事件が、地方自治法や公職選挙法等の法令に抵触しないのかどうかについて監査を求めると同時に、民事上の責任の有無についても監査を求める。

#### 2 理由

本事件は、平成31年度(令和元年度)小金井市一般会計予算「款2 総務費 項4 選挙費 目5 市長選挙費 説明欄1 市長選挙に要する経費」に関する事務手続の問題である。

令和元年11月30日、小金井市長選立候補予定者Aの事務担当者(複数の現職市議会議員)は、確認団体のポスター及び法定ビラ、選挙公報について、小金井市選挙管理委員会の求めに応じて事前審査を受けた。席上、小金井市選挙管理委員会は、当該事務担当者に対して、確認団体のポスター及び法定ビラに掲載されているQRコードに関して指導をおこなった。指導の内容は、公職選挙法上、QRコードを読み取ることで表示されるホームページに、当該市長選候補者の「氏名」「顔写真」「氏名類推事項」が掲載されることは認められない、というものだった。事務担当者は、QRコードを読み取ることで表示されるホームページにはそれらが表示されず、そのホームページからアクセスできるホームページに掲載される場合はどうか質問すると、小金井市選挙管理委員会は調査の上で回答するとし、後刻、その場合でも不許可である旨の指導を行った。

小金井市選挙管理委員会による不許可指導を受けて、市長候補Aの陣営では、以下の対処を強いられることになった。

- (1) ポスターに関しては、極めて不体裁ではあるが、QRコードの上から証紙を貼って隠すこととした。
- (2) 法定ビラに関しては、極めて不体裁ではあるが、表面及び裏面の計4か所のQRコードを墨塗りすることとし、これを二種類発行できる法定ビラの一種類目とした。初日からの遊説で配布する必要があるため、そのような措置を講じたものである。
- (3) 法定ビラに関しては、QRコードを外したものを5万枚刷り直し、これを二種類発行できる法定ビラの種類目とした。約17万円の余計な印刷費を要した。
- (4) 一連の混乱により、市長候補Aの陣営では、きちんとした体裁及び部数での二種類目の法定ビラの発行を行うことができず、自己印刷（簡易印刷）でごく少量のみを配布することしかできなかった。

市長候補Aの陣営では、告示日の12月1日に、弁護士の手も借りて、再度小金井市選挙管理委員会に問い合わせをしたが、不許可であるとの見解は変わらなかった。

ところが、12月2日の午後になり、小金井市選挙管理委員会は、東京都選挙管理委員会が総務省に問い合わせたところ、問題ないとの見解だったとして、11月30日及び12月1日の不許可指導の誤りを認めた。

小金井市選挙管理委員会は、被害者である市長候補A陣営からの選挙期間中の文書問い合わせに関しても、選挙終了後の文書問い合わせに関しても、謝罪を忌避し、民事上の責任の有無に関しても明らかにしないという不誠実な態度をとり続けている。

### 3 監査結果の報告期限

令和2年2月28日